六ケ所村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

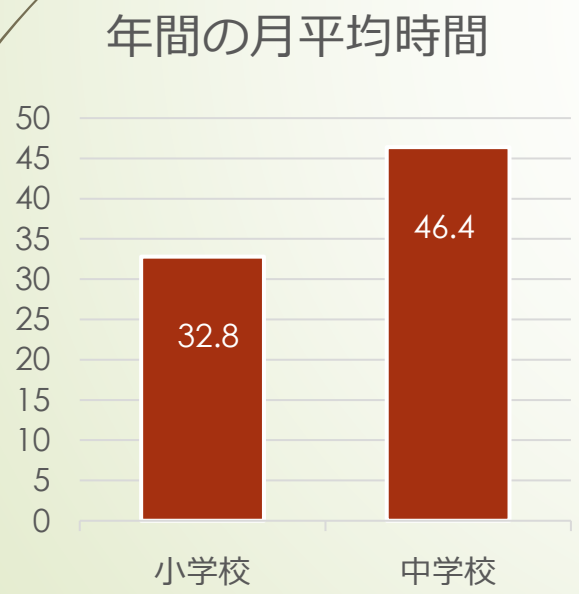
六ケ所村教育委員会

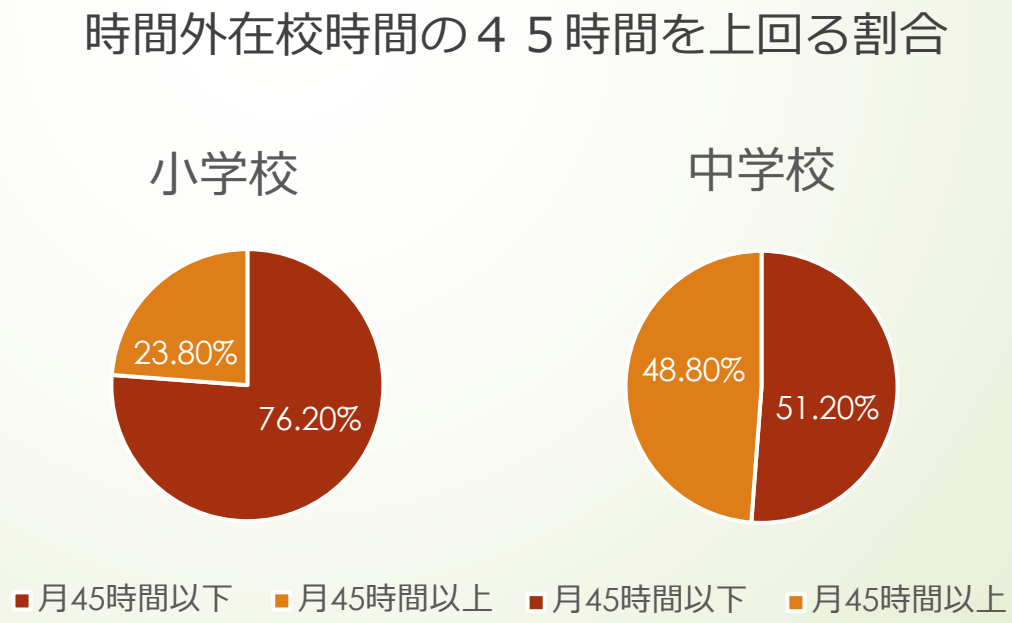
1.計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

教育職員が心身ともに健康で心に余裕を持ちながら、ワーク・ライフ・バランスを実現し公私ともに充実した時間を過ごせるようになることで、教育職員自身の人間性や創造性を高め、教育活動に良い影響を還元することを主な目的としており、この目的達成に向けて各関係法令並びに文部科学大臣が定める指針に基づき、本計画を定めるものである。

(2)現　状　　時間外在校等時間の状況(6年度)





六ケ所村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則では、年間360時間以内、月45時間以内と定められている。

依然としてその割合が高く、特に中学校では、月80時間を上回る割合が4%も確認されており、週休日における部活動指導等の業務負担が大きくなっていることが推察される。

2. 目　標

（１）時間外在校等時間に関する目標

①１か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%とする。

②１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

③１年間における時間外在校等時間を360時間以下とする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①　年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【R6実績　14.4日】

②　ストレスチェックにおける総合リスク値を70以下とする。【R7結果77　（全国平均100）】

③　ストレスチェックにおける仕事の負担に関する健康リスク値を85以下とする。【R7結果95　（全国平均100）】

④　ストレスチェックにおける「働きがい」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%以上とする。

【R7結果　42.2%（全国平均15.6%）】

⑤　ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%以上とする。

【R7結果　41.2%（全国平均23.7%）】

3. 計画期間

令和8年度から令和11年度まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務（5項目）

・ 学校徴収金の徴収・管理では口座引き落とし、学校では、現金の保管は原則としてしない。

・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応では、学務課が中心となって学校への助言や学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。　等

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務（8項目）

・ 調査・統計等への回答をデータでの提出に置き換える。

・ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成、ICT機器・ネットワーク設備の保守管理については、ICT支援員の活用を図る。

・ 部活動（中学校）の休日における合同活動体制を令和8年度までに整え、受け皿となる地域クラブと指導員が確保でき次第、地域スポーツクラブに移行する。　等

ウ　教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務（6項目）

・ 学校教育支援員やスクール・サポート・スタッフによる授業準備等への補助、さらに校務支援システムなどICT機器の活用による学習教材の作成や共有化など効率的な準備を図る。

・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育支援員を含めた多くの職員が関わる具体的な体制を整える。 等

（２）学校における措置の推進（4項目）

・ 校務支援システム、校内LAN、メール配信システムなどを効率的に活用するほか、勤務時間外の留守番電話機能設備や電話の録音機能設備を導入する事で教育職員が担う業務の適正化を図る。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組(6項目

・ 労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

・ 令和8年度中に、学校における定時退勤日を月４日以上設定するよう推進し、夏季休業の期間中に5日間の一斉閉校期間を設定する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）　取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定期的に六ヶ所村のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。

（２）　学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

（３）　時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

（４）　教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（５）　各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。